

カントの因果律の証明

高山 淳 司*

Kants Beweis der Kausalität

Junji TAKAYAMA

(1976年9月30日受理)

ヒュームの因果批判により「独断のまどろみを破られ、思弁哲学の研究において全く別の方向を与えられた¹⁾」と告白するカントにとって、因果の問題がその全体系中できわめて重要な位置を占めていることは言うまでもない。彼の「自然科学の基礎づけ」、「経験の形而上学」の鍵をなすカテゴリー論は、実質的には因果（および実体）のカテゴリーを範型として思索された。自然的因果性と自由との関係は、『純粋理性批判』の弁証論ならびに倫理的な諸著作の中心的テーマであった。——小論は自然的カテゴリーとしての因果性を主題的に扱った『純粋理性批判』の原則論の第二アナロジーを中心に、カントの因果律の証明およびそれに関連する問題を扱おうとするものである。以下の叙述において、原則論の「経験のアナロジー」を引用するに際しては、第二版の段落にしたがい、〔A1〕～〔A9〕、〔B1〕～〔B28〕、〔C1〕～〔C6〕の表示をもって行う。（A, B, C はそれぞれ、第一、第二、第三アナロジーを示す）。

(1)

第二アナロジーの叙述は難解であると云われている。一見したところ、反復を含んだ多くの証明が雑然と集められているように見える。内容的にみても、証明の成功・不成功を論じる以前に、カント自身はこれで一体何が証明されたと考えているのかという点についてさえ、我々は明確な観念を持ちえないと評されているような状況である。そこでわれわれはまず、カントの解釈者・注解者の見解を一通り見ることにしよう。

第二アナロジーが次の六つの証明に区分されることは、アディケス以来多くの学者の一致しているところである——〔B1〕～〔B2〕、〔B3〕～〔B6〕、〔B7〕～〔B9〕、〔B10〕～〔B12〕、〔B13〕～〔B15〕、〔B16〕。このうち第一証明は第二版における追加、第二から第六証明は両版共通のものである。ケンプ・スミス、ユーイング、ペートン、カッシーラー、岩崎²⁾などもこれに従っている。ただし〔B1〕は予備的な注意にすぎない。〔B9〕もペートンやユーイング³⁾が云うように一般的性質のものであって、第三の証明に属しないと見るのがよいであろう。〔B17〕～〔B28〕は本来の証明ではなく、「実験科学との関係における、原則の意味についてのいくつかの説明（ウェルドン）」と見られよう。これらの解釈者の多くは、第五証明は時間の本性ないし現象の時間的位置の規定からの証明として、その他の証明と異なる性質のものであると解し、これら六つの証明を二種類の証明に区分して論じることが多い。このように六つもの証明が並列されていることは、カン

* 外国語研究室

トが第二アナロギーを特に重視したことを示唆するにしても、おそらくは異なる時期に由来する草稿を十分吟味せずにつなぎ合わせたとする批評も一理あるものと思わせるのである。

ユーイングは第五証明を除く五つの証明は同一の論証を異なる言い方でくりかえすものであるといい⁴⁾、岩崎はさらに、「カントが多くの証明を行ったと云うことは、カントが因果原則の証明に力をそそぎながらも、真に満足すべき解決に到達しなかったことを暗示しているのではないか⁵⁾」と述べている。

これに対してウェルドンは、六つの証明に区分することに反対し、第二アナロギーの叙述は「最初に一読した時に感じられる程、混乱してもいいし、反復的でもないとは私は考える⁶⁾」と述べ、それを一貫したものとして解釈しようと努力した。

彼は、カントは内官の説と覚知の継時的性格の説にとらわれているため、その叙述が反復的に見え、また一つの命題に対する並列的な多くの証明を並べているように見えるが、実際には第二アナロギーの表現は、我々がかくあるべきだと予想するものと一致していると云い、次のようにそれを分解する：

1. 第二版での追加——証明はどのようなべきかを圧縮して説明する導入部。
〔B1〕～〔B2〕
2. 先験的演繹での客観の説明を思い出させるための心理的導入。〔B3〕
3. 知覚の順序の不可逆性という必然的継起。(客観における継起には関与しない)
〔B4〕～〔B8〕
4. 経験論に対する自己の見解の対比。〔B9〕～〔B10〕
5. 客観における必然的継起。〔B11〕～〔B13〕

(特に〔B13〕は客観における必然的継起が、客観的継起の我々の経験的覚知の条件であるだけでなく時間そのものの可能性の条件でもなければならないことを示している)

以上の2.～5.は第一アナロギーでは生じなかった第二アナロギー独特の難問を扱い、6.に対する補助的説明をなす。

6. 因果律の証明。公式的証明は〔B16〕で与えられているが、実質的には〔B14〕～〔B16〕全体がそうである。
7. 説明と展開。〔B17〕～〔B28〕

これ程徹底してではないが、ペートンもカントの諸証明にある一貫性を認め、「これらは次々にでたらめにつけ加えられた、同一の証明の異なる version とみなさるべきではない」と云い、第一版の五つの証明は進展を含んでいると主張する⁷⁾。すなわち前ページの六つの証明のうち第二は全体としての議論を展開し、第三は因果の原則が否定されるならば、不可能な帰結が生じると論じて間接証明を与え、第四は確認のために現実的経験に訴えると呼ぶ(その公言は実行されていないにしても)——ペートンはこの第四証明は余分であるという——。第五は証明が時間の本性に依存していることを示し、第六は論証の要点を要約せんとしていると述べている。さらに彼は、証明を多く与えることは、カントの教授法の特徴であったし、また初期の著作にも例が見られると指摘している。

このように証明が一貫しているかどうかについても解釈者の見解はわかれているが、いずれの証明が重要であるかについても意見は必ずしも一致しない。たとえば上記のウェルドンは因果律の証明をなす〔B14〕～〔B16〕(特に実質的な意味でその証明をなすという〔B14〕と〔B15〕)を重視していると見られるであろうが、岩崎も〔B13〕～〔B15〕の第五証明が他の諸証明よりも根本的な性格をもち、カントの因果律の証明の核心であると

解しようとしている⁸⁾。

ところがカッシーラーは六つの証明のうち最初の三つを取りあげ、残りは無視しようとして殆んど言及しない⁹⁾。(この三つのうち彼は特に第三証明に大きな意義を認めている)。第四・第六証明は些細な変化はあるものの、先の諸証明で用いられた議論のくりかえしにすぎぬと云い、ウェルドンの重視する第五証明に至っては、きわめて人為的であって真剣な考慮に値しないと片付けられてしまっている。

このように第二アナロジーの証明については、その構成、その重点に関して諸説は一致しない。私としてはユーイング、ペートン、岩崎等の、多数説にそった手がたい解釈は尊敬すべきだと思うので、第一～第六証明という表示をそのまま用いることにするが、ウェルドンの一貫した構成を見出そうとする努力と鋭い着眼はさらに敬服に値すると考える。彼の説において技術的あるいは内容的に傾聴すべきは次の諸点であろう。

1. [B3] を先験的演繹における客観の説明の復習だとして、第二説明から切りはなしたこと。

2. [B10] は「……例証によって示すことが大切である」と述べているが、通説のように第四証明の第一パラグラフとみるならば、次のパラグラフとの結びつきが弱く、さらに例証にあたるものが見当らないことになる。この点は従来異様だと考えられて来たし、ペートンのような第四証明は余分だという解釈を生じることにもなる。ウェルドンがこれを [B9] という独立的性質の強いパラグラフと一まとめにしたことは、とかく問題視されて来た [B9] と [B10] に適当な位置を与えたと云えるだろう。„Es kommt also darauf an……“ という [B10] の冒頭の言葉づかいも、[B10] は [B11] よりも [B9] と結びついているという推定に味方するであろう。

3. [B13] と [B14] は一見するとどちらも時間に関係しているが、前者は時間ないしその中にある現象について、過去を通してのみ後続の時間へ至りうるといっような感性的な問題を主に扱っているもので、実質的な因果律の証明である [B14] 以下と切りはなして予備的説明の一つとし¹⁰⁾、それによって [B14] と [B15]こそ因果律の証明であるとして最も重要な位置に置いたこと。

しかし [B16] が因果律の公式的証明であるとする、それはそれ以前の予備的説明のくりかえしであってはならないはずである。しかし [B16] は内容的に反復ないし要約とみざるをえない。ウェルドンはおそらくカントの „der Beweisgrund dieses Satzes“ という字句にもとづいて公式的証明と云ったのであろうが、これは適当でないと思われる。後に述べるように [B14] と [B15] は第三アナロジーとの比較からも知られるとおり、結論的位置を占める最も重要な証明である。しかしそれ以前の諸言明は単なる準備的説明であって因果律の証明とは考えられていないと断言することは困難であろう。

また例えば [B9] と [B10] の経験論と自説との対比が、他の連関した準備的説明のただ中に挿入されているのも適当な位置とは云いがたい。総じてカントは、我々のかくあるべきだと予想した通りのものをここで叙述しているというウェルドンの主張は牽強のきらいがある。カントが一貫した議論を完全に順序正しく述べていると解することにはやはり無理があると思われるのである。

(2)

ここで二つの問題をとり上げて、証明の内容的吟味に移ることにしよう。「現象の多様性が覚知されるのはつねに継時的である」[B3]。第一版の最初の証明はこの言葉で始まっ

ている。

我々が例えば家を見る場合、家の屋根、壁、土台という順で眺めて行くとしよう。(家に接近していて一度に家の全体を見るができないとしておく)。我々は家の各部分を継時的に知覚する。しかし家そのものの各部分は継時的に存在するのではなく、同時に存在すると我々はもちろん考える。次に流れを下る舟について考えると、我々はまず上流にある舟、次に下流にある舟を覚知する。この場合も家の例と同じく、その覚知は継時的である。しかし今度は我々は上流にある舟と下流にある舟が同時に存在するとは考えず、この二つの客観的状态は継時的であると解する。したがって主観的に覚知が継起しても、客観は同時存在的であるのか継時的に生起するのか区別されえず、主観的継起から客観的継起は導き出されない。この事実にもとづいてカントは、主観的な表象の継起と客観的な継起とを区別し、主観的な覚知以外の他の何かがなければ、客観的継起の経験は生じえないと主張する。

主観的覚知はつねに継時的であるというカントの主張は、何度もくりかえし現われる。第二アナロジーでは上述の〔B3〕の他、〔B4〕〔B7〕〔B12〕〔B16〕でくりかえされている。〔ユーイングも指摘していることであるが¹¹⁾、これは第二アナロジーで第一と第五証明(これらはそれぞれ第二版における追加証明と、現象の時間的位置規定からする特別の証明である)を除きたいわゆる一般的証明はすべてこの主張で始まっていることを意味する。(ただし〔B10〕～〔B12〕からなるとされる第四証明のうち、〔B10〕は上述のように〔B9〕と共に独立したものと考え、〔B11〕は〔B3〕と似て先験的演繹における客観の意味の再確認と解し、本来の第四証明は〔B12〕だけであると考えを要する)。これによって我々は、すべての覚知の継時性という着想が非常にカントの気に入る、すべての証明においてこの主張から説明を開始したと考える。これはウェルドンに対する一つの反論を提出すると共に、第二アナロジーの諸証明の区分をより精密に考えるための手引ともなるであろう。)第一アナロジーでも、第一版での証明の最初に「現象の多様の我々の覚知はつねに継時的であり、したがってたえず変易する。……それゆえ我々はつねに存在するもの、すなわち恒常的・常住的なあるものが経験の根柢をなすのでなければ、覚知だけでは経験の対象としてのこの多様が同時的なものなのか、互に継起するものなのかを決して決定することができない」〔A2〕と述べられている。このように多様の覚知の継時性ということがもともと第一、第二アナロジーの開始点であった¹²⁾。ところがこの継時性の主張に対しては当然異論が生じうる。最も詳細にこれを反駁したのはユーイングである¹³⁾。彼の主張をパラフレーズすると：カントの「我々の覚知はつねに継時的である」という命題は次の二つのいずれかに解されるべきであろう。(1)「我々の覚知はつねに継起を含む。すなわち覚知は時間的な順序をなして述べている」と解される。この命題はたしかに真であるが、このように解するときは主観的覚知が客観的な継起と同時存在とを区別する役に立たないというカントの論点と無関係になってしまう。(2)「我々の覚知はつねに継起的でしかない。すなわち異なる二つのものを同時に覚知することはできない」と解される。この解釈はたしかにカントの論点に適合するが、これは明らかに偽である。――

ユーイングは我々が例えばコップのような小物体を見る場合、その各部分は継時的に覚知されるのではなく同時に覚知されるのであり、この同時的覚知によってコップの各部分の客観的な同時存在が知られるというような日常たえず生じる例を念頭において、我々の覚知がつねに継時的でしかないという出発点は常識と矛盾し全く弁護しえないと主張しているのであると思われる。もっともベートンはカントの「どんな短い線であろうともそれを

表象するためには、思考の中でこの線を引かねばならない。これを引くに要する時間はいかに短かにしても、それは継時的過程である¹⁴⁾」という主張を援用し、時間の抽象的な瞬間には我々は空間の抽象的な一点しか取り上げえないという(2)の選択肢を支える立場も成立することを示唆する¹⁵⁾。(ペートン自身は元来(2)に賛成していないが)、ペートンのこの示唆のようにコップの二つの部分の覚知は、総合に時間を要すると解するなら、たしかに単に継時的でしかないとも云えよう。

しかしこの厳密すぎる意味での覚知の継時性は、客観的継起と客観的同时性を区別する根拠になりえないとカントが考える意味での覚知の継時性ではありえないであろう。我々は厳密な意味での覚知の同時性からでなく、常識レベルでの覚知の同時性から、客観の同時存在を認めていると考えられるからである。「覚知はつねに継時的である」という主張は各証明の出発点におかれていることと、カントが常識レベルから議論を開始するのをつねとすることとを考えあわせると、ここで云われている「つねに継時的」はペートンの示唆するような厳密な意味ではありえない。

おそらくカントは家の例でも、一時には見通しえず、順次に各部分を眺めなければ全体の直観をうることが出来ないような場合を想定しているのであろう。そう考えるとユーイングがさらに述べているように¹⁶⁾、多くの同時的出来事が同時的に知覚されるのはたしかであるがカントの家の例のようなある種の同時的出来事は継時的に知覚されることになる。そうだとするとカントの論点は、知覚Bが知覚Aに主観的に継起することは必ずしも客観的にBがAに継起することを含意せず、我々は客観的順序を決定するためには覚知の順序を超えた他の試金石を要するということである。したがってカントの「覚知はつねに継時的である」という問題的発言を、「同時的に存在する客観の覚知のうちには継時的なものも存在する」という主張に変更すれば、カントの議論はそのまま成立することになり、これによって一つの解決が与えられるように思われるのである。

しかし再び常識的に考えると、客観的な同時存在は一般に、同時的な覚知から知られる。たとえ A—B—C—D という部分からなる大きな家の全部が同時的に覚知出来ない場合でも、AとB、BとC、CとDのそれぞれを同時に覚知することにより我々は ABCDの全体を同時に存在するものとして認識する。事実このような AB、BC、CDの覚知は視線の非常にすばやい動作のくりかえしによって、きわめて短時間のうちに行なわれ、家全体の同時的存在を確認する働きをすると解されるであろう。このように客観における同時存在は同時的覚知によって認識されると見る一般通念に逆って、何の説明もなく持ち出された「すべての覚知はつねに継時的である」という主張はきわめて問題的であるといわねばならない。

しかしこの主張はカントの論点にとって必ずしも必要なものではない。主観的覚知は継時性の他に、可逆性・不可逆性という他の特徴を持っている。家の覚知が継時的であるとしても、この場合には我々は家の上部をまず知覚し下部に終ることも、逆に下部から始めて上部に終ることも出来る。これに反して流れを下る舟の場合には我々の覚知の順序は必ず上流の舟、下流の舟の順であり、下流の舟を先に知覚することは決して出来ない。このように覚知の順序が必然的に規定されていて不可逆的な場合は客観は継時的な出来事を表わし、覚知の順序がどこから始めることもできる場合には客観は同時存在的であると云える。したがって主観的覚知はすべて継時的で全く一様であるから、客観的継起と客観的同时存在を区別する役に立たないと云うのは誤りであって、主観的覚知は決して一様ではなく、可逆的継起をもった覚知と不可逆的継起をもった覚知が存するのであり、主観的覚知

における差異が客観的な継起と同時存在とを識別させることになる。こうして「すべての覚知はつねに継時的である」という命題は証明中で大きな意義をもたなくなる。岩崎の「第二版で追加された証明が覚知の継時に言及しないのは正しい訂正であった¹⁷⁾」という発言もこの点で首肯させるものがある。

ところが主観的覚知における可逆性と不可逆性というメルクマールによって客観の継起と同時存在という時間的あり方が識別されるとしたらどうであろうか。カントの証明の道筋は、主観的覚知はつねに継時的であるから、主観的なもののみによっては客観の時間的狀態は区別されえない。したがって主観的な覚知の狀態と異なる客観のあり方を規定するのは、覚知の中には存しない他のあるもの——必然的な規則でなければならぬというものであった。今、主観的な覚知の可逆・不可逆性から客観の時間的なあり方が識別され、あるいは推論されるとしたら、カントのこの論拠はくずれ、覚知の経験的に知られる狀態から客観的な継起を認識しようという経験論的立場に陥ってしまうのではあるまいか。

ここで覚知の可逆・不可逆ということが、悟性の概念なしに単に知覚と構想力の総合によって知られるのかという問題が生じるであろう。第三アナロジーでカントは云う、「[可逆的な覚知が存する場合] 覚知における構想力の総合は単にこれらの知覚の各々を他方がないときに一方が主観の中に存し、逆に一方がないときに他方があるようなものとして示すのみであって、それらの客観が同時に存在すること、そしてこのことが必然的であってそのために知覚が相互交替的に継起することができることを示しはしない。それゆえ知覚が交互的に継起することは客観中にその基礎を有することであると主張し、それによって同時存在ということ客観的なこととして表象しうるためには、これら並列して同時存在する事物の規定が交互に継起することについての悟性概念が必要である」[C1]。

例えば A, B, A の順で知覚が行われると想定しよう。この知覚だけでは覚知の A から B, B から A という可逆性を意識することはできないであろう。さしあたり前の A と後の A とが同一物であることの意識が、そして ABA の時間的順序の意識が必要であろうが、これはカントによると単なる知覚と構想力のなしうるところではない。これに関しペートンも次のように示唆している。「カントは客観性、いな因果性さえも知覚の不可逆性から推論していると一般に考えられている。しかし我々は実体を知覚していることを知っていなければ、知覚の継起が不可逆であることを知りえない。我々は知覚がそれが来る順序において我々に来ることを知りうるのみであろう。カントが主張することは、我々が客観的出来事を知覚するときは知覚が不可逆的でなければならないことであり、我々が知覚が不可逆であることを見出したとき我々は客観的出来事を知覚していると推論するというではない。……不可逆性とは我々が客観的出来事を覚知するとき、知覚の継起中に見出す必然性を短く叙述したものに他ならない¹⁸⁾」。

カントの云う通り、出来事に関して我々は「覚知の主観的継起を現象の客観的継起から導き出さねばならない」[B5] のであって、決してその逆ではないのである。

(3)

ショーペンハウアーは因果の問題を重視し、『充足理由律の四根について』、『意志と表象としての世界(正編・続編)』等において多くのページをさいてこの問題を論じた。カントの因果の理論に対しても各所で多数の批判を行っている。これら多くの種類の批判のうちここでは『充足理由律の四根について¹⁹⁾』において提出されている批判のみを取扱おう。ショーペンハウアーはおおよそ次のように云う：カントは因果関係以外にはいかなる継起

も存在しないというが、私は現象は因果的に生じるのでなくとも互に継起しようと云わざるを得ない。例えば昼と夜の継起は明らかに客観的に認識されるが、昼と夜が原因と結果の関係として把握されるのではないことは明らかである。また私が戸口に出た直後に瓦が落ち私に当たるとする。その場合瓦の落下と私の外出の間には何ら因果結合は存しないが、外出が瓦の落下に先行したという継起は客観的に規定されており、私の恣意によって主観的に規定されているのではない。このように因果的に結合していない出来事が時間において継起することは、偶然と呼ばれているものに他ならない。——

ここには二種の批判がある。まず昼と夜の例はショーペンハウアーのカントに対する明らかな誤解にもとづくこと云わねばならぬ。カントはすべての先行現象が直ちに後続現象の原因であると主張しているのではなく（むしろショーペンハウアーの方が、先行状態の総体が後続状態の原因であるという見解をししばしば表明している）、客観的に継起する出来事は因果関係によって必然的に制約されていると主張するのみであり、先行する現象がそのまま原因とされるのではなく、個々の特殊な場合に原因が何であるかについては先天的には規定されず、経験的に求められねばならないと考えているのである。この例では昼は夜の原因ではないが、昼と夜の継起は地球の自転という原因にもとづいて必然的に制約されているのである。

第二の、外出と瓦の落下の場合のごとき偶然的継起と見られるような現象の客観的継起と、現象が因果的に規定されていることは別であるというショーペンハウアーの主張は、昼と夜との例のように、簡単には却下しがたい。事実カントはこの二つを同一視したという批判は多くの学者によって唱えられている²⁰。常識レベルで考えると、因果律によって規定されていなくても出来事が客観的に継起することはたしかにありうる、いな、かかる場合が大部分であると考えられよう。二つの出来事の生じた日付けが決まって居れば、因果関係があろうとなかろうとそれらの出来事は客観的に継起あるいは同時存在すると考えられる。たしかに第五証明以外の諸証明は、この疑問に対するカントの解答を明瞭に示してはいないといえよう。（上述のように岩崎が第五証明を根本的性格のものであるとみなしたのも、この理由による）。しかし第五証明、特に〔B14〕〔B15〕においてカントのこれに対する見解が明示される。それはおよそ次のように述べられている：「〔現象の客観的継起を認識しうるためには〕悟性は各現象に対し時間における一定の位置を与えねばならない。ところが絶対的時間は知覚されえないから、絶対的時間に対する現象の関係にもとづいて現象の位置を規定することはできない。逆に現象が相互にその位置を時間のうちに規定しなければならない。すなわち継起するものは、ある普遍的規則にしたがって、前の状態に含まれていたものに継起するものでなければならない」。——ここでカントの云わんとする所はこうであろう：かりに絶対的時間が知覚されうるならば、現象の時間的位置はそれとの関係によって認識されるであろう。各現象はいわばその日付に身をつけていて、現象間の必然的結合がなくてもその時間的順序が知られるであろう。この場合には因果的關係による継起以外にも客観的継起が存しうることになろう。しかし実際には、時間そのものは知覚の対象ではなく、出来事の時間的位置は、出来事間の必然的結合関係によってのみ定められる。かかる関係はもとより悟性によって与えられるが、今の場合は先行の出来事が必然的に後続の出来事を規定する関係、すなわち因果の關係でなければならない。この關係なしには現象に一定の時間的位置を与えることは不可能であり、したがって客観的継起は意識されず、ひいては時間そのものの経験的意識も成立しないであろう。因果という悟性概念によって結合されていない単なる客観的継起は存しえないのである。——

この証明がかかる重要性をもつとすれば、第二アナロジーだけでなく、それと平行的に同時存在を扱う第三アナロジー中にも類似の証明がなければならぬと予想されるであろう。第一版では第三アナロジーのまとまった証明はただ一つしか与えられていない。すなわち〔C2〕～〔C4〕である。その単一の証明中に、しかもその結論部分として、果して上記と全く平行した論証がさらに明確な形で述べられているのである。「実体を同時に存在するものとして経験的に表象しうるためには、単なる現実存在 (Dasein) の他に、それによってAがBにその時間的位置を規定し、逆にBもAにその時間的位置を規定するものがないと認めなければならない。ところで他のものに時間における位置を規定するものとは、そのものの原因のみである。したがって実体の同時存在が認識さるべきだとすれば、各実体は他の実体の諸規定の原因性を含むと共に、他の実体の原因性からの結果を自己のうちに含んでいなければならない。換言するとそれらの実体は力学的相互性に立つのでなければならない。……」〔C4〕。(第一アナロジーでは、現象の時間的位置規定について直接には触れられていないが、〔A1〕、〔A2〕に類似の思想が見られる)。

単なる現実存在という表現は、ショーペンハウアーのいう偶然的に時間のある位置におかれている現象の存在性を示唆するであろう。カントによれば因果性または相互性という悟性概念なしに、あるものが客観的な時間系列の中に存在することはありえず、物自体ならぬ現象が統覚の統一の外に偶然的な現実存在をもつことは許されない。戸口を出ることも、瓦の落下も統覚の統一に包摂され、因果関係の大きな連関の中で必然的に時間的位置を与えられ、必然的に生起するのである。

「経験のアナロジー」全体の結語²¹⁾でも、悟性概念による時間的位置限定はくりかえし述べられている。そこから一つの文だけをあげることにしよう。「さて〔経験の可能性という〕この第三者(その本質的形式は、すべての現象が統覚によって総合的に統一されることに存する)のうちに、我々は現象におけるすべての現実存在の一貫した必然的時間規定の先天的条件を見出す。これなしには経験的時間規定すら不可能になるであろう…²²⁾」。

これによって我々はカントが第二アナロジーの第五証明とこれと平行した一連の証明において、偶然的な客観的継起の存在を論駁したことを確認する。特に最後に引用した文章によって、アナロジーの証明が経験の可能性からするいわゆる先験的証明であること、さらに各アナロジーの叙述はカテゴリーの先験的演繹の深さに立戻って理解されねばならぬことを知らされるのである。

注

1. Kant, I. : Prolegomena, S.260. (Akademie - Textausgabe Band IV).
2. Smith, N.K. : A Commentary to Kant's 'Critique of Pure Reason', 2nd ed., 1923, p. 363.
Ewing, A.C. : Kant's Treatment of Causality, 1969, p. 73. (以下 Ewing (1)と記す).
ibid : A Short Commentary on Kant's Critique of Pure Reason, 2nd ed., 1965, p. 158.
(以下 Ewing (2)と記す).
Paton, H.J. : Kant's Metaphysic of Experience, vol.2, 3rd impression, 1961, p. 224.
Cassirer, H.W. : Kant's First Critique, 2nd impression, 1968, p. 178ff.
岩崎武雄 : カント純粋理性批判の研究, 1965, 265ページ以下.
3. Paton : vol. 2, p. 224.
Ewing (2) : p. 158.
4. Ewing (2) : p. 159.
5. 岩崎 : 266ページ.

6. Weldon, T.D. : Kant's Critique of Pure Reason, 2nd ed., 1958, p. 312~316.
7. Paton : vol. 2, p. 225.
8. 岩崎 : 273, 283ページ.
9. Cassirer : p. 178~201.
10. Ewing (1) : p. 74~76 も [B13] は時間の諸部分またはその中の現象が、過去は未来の前に経験されねばならぬという意味で相互規定することを示すのみで、それは因果的に規定し合っていることとは全く異ると云う。
11. Ewing (1) : p. 82.
12. 第三アナロジーでは、この主張は証明の最後にことのついでに現われるにすぎない(B261=A214)。これは第三アナロジーは第二アナロジーの議論を既知のものとして、覚知の可逆性を出発点としているからである。
13. Ewing (1) : p. 82ff.
Ewing (2) : p. 154 f.
14. B 154, B 203=A 162.
15. Paton : vol. 2, p. 193.
Ewing (2) : p. 154f. はユーイングも一応このことを念頭においていることを示す。
16. Ewing (2) : p. 155.
17. 岩崎 : 257ページ.
18. Paton : vol. 2, p. 269.
19. Schopenhauer, A. : Über die vierfache Wurzel des Satzes vom zureichenden Grunde, § 23.
20. 例えば岩崎 : 281~284ページ.
21. B 263~265=A 215~218.
22. B 264=A 217.

Zusammenfassung

Für Kant ist das Problem der Kausalität ohne Zweifel von großer Bedeutung. So behandeln wir seinen Beweis des Kausalgesetzes in der zweiten Analogie, deren Thema die Kausalität als Naturkategorie ist. Nun sagt man, die Darstellung der Analogie sei schwer zu verstehen. Dem Anschein nach ist sie eine Sammlung von vermischten, wiederholten Beweisen. Die meisten Kommentatoren meinen, die Analogie bestehe aus den sechs verschiedenen Beweisen. Dagegen behauptet T. D. Weldon, daß es nur einen Beweis gebe in der Analogie, und strebt nach deren folgerichtiger Auslegung. Seine Anstrengung wäre sehr achtungswürdig.

Nun wenden wir uns zu anderen, inhaltlichen Problemen. Kant sagt: „Die Apprehension des Mannigfaltigen der Erscheinung ist jederzeit sukzessiv.“ Dadurch weist er darauf hin, daß die objektive Folge der Erscheinungen nicht von der subjectiven Sukzession der Apprehension abgeleitet werden könne. Aber der eben zitierte Satz ist äußerst problematisch, und in Wahrheit gebraucht der Beweis der Kausalität den Satz nicht.

Der fünfte Beweis der Kausalität, der die Zeitbestimmung der Erscheinung erörtert, ist von tiefem Sinn. Er ist die treffende Widerlegung gegen Schopenhauers Einwand, daß Kant die objektive Folge mit der Folge unter dem Kausalgesetz verwechsle.